

茨城県安全なまちづくり条例に基づく

# 防 犯 上 の 指 針

平成 1 6 年 3 月

茨 城 県

## 1 趣旨

茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）（以下「条例」という。）第8条第2項，第10条第2項及び第11条第1項に基づき，

学校等，道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針

（対象施設）

学校，児童福祉施設

道路，公園，自動車駐車場及び自転車駐車場

共同住宅

深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針

（対象業種）

コンビニエンスストア

百貨店又は総合スーパー及びその他の各種商品小売業

書籍・雑貨小売業，

ガソリンスタンド

音楽・映像記録物賃貸業

## 2 公表

平成16年3月4日（茨城県報掲載）

## 3 防犯上の指針

### 【学校等，道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針】

#### 第1 通則

##### 1 趣旨

この指針は，茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）第8条第2項及び第10条第2項の規定に基づき，学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）における幼児，児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する犯罪を防止するために必要な措置並びに道路，公園，自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）及び共同住宅における犯罪の防止に配慮した構造，設備等に関する指針について定めるものである。

##### 2 適用の範囲等

(1) この指針は，学校等の設置者又は管理者が生徒等に対する犯罪を防止するために努めるべき必要な措置及び道路等又は共同住宅の設置者若しくは建築者又は管理者が道路等又は共同住宅の犯罪の防止に配慮した構造，設備等を有するものであるために努めるべき措置について示すものである。

(2) この指針は，社会状況の変化や技術の進展を踏まえ，必要に応じ，見直すものとする。

#### 第2 学校等における生徒等に対する犯罪の防止に関する措置

##### 1 建物，敷地等の防犯対策

学校等の設置者又は管理者は，正当な理由なく学校等の敷地内に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入等を防止し，生徒等への危害を未然に防ぐため，必要に応じ，次の防犯対策を講ずること。

(1) 不審者の侵入等の防止対策

- ア 不審者の侵入等の防止対策を推進するための防犯責任者を指定すること。
- イ 不審者の侵入に備えた対応マニュアルを作成すること。
- ウ 不審者を早期に発見するため、学校等の敷地内及び外周を定期的に巡回すること。
- エ 出入口を限定し、門扉等を施錠すること。
- オ 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等を設置すること。
- カ 来訪者用の入口及び受付を明示すること。
- キ 来訪者に受付における氏名の記載及び来訪者証の着用を要請すること。
- ク 来訪者への声掛けを励行させること。

(2) 建物及び敷地における設備の点検整備の実施等

- ア 校門、フェンス、門扉等にき損がないかどうか点検し、き損しているときは速やかに修理すること。
- イ 学校等の建物内及び敷地内の照明設備が正常に稼動するかどうか点検し、異状があるときは速やかに修理すること。
- ウ 職員室等からの死角を解消するため、植木その他の障害物を撤去し、又は移動すること。
- エ 防犯カメラ等の防犯設備を設置している場合は、作動状況を点検し、異状があるときは速やかに修理すること。
- オ 非常警報装置の作動状況を点検し、異状があるときは速やかに修理すること。

(3) 安全教育の充実

- ア 教職員に防犯意識の向上のための教育を実施すること。
- イ 生徒等に緊急時に対応するための避難訓練等を実施すること。
- ウ 生徒等に誘拐、連れ去り等に遭わないための対処法を指導すること。
- エ 生徒等に地域の危険箇所、「子どもを守る110番の家」その他の緊急避難場所を周知させること。

(4) 休日等における安全の確保

- ア 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の学校外活動（以下「休日等」という。）における防犯体制を整備すること。
- イ 休日等の緊急連絡体制を整備すること。

2 保護者、ボランティア及び関係機関と連携した安全対策

学校等の設置者又は管理者は、保護者、ボランティア及び関係機関と連携して、生徒等の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずること。

- (1) 警察官に学校等の周辺を巡回し、又は学校等へ定期的に立ち寄りよう依頼すること。
- (2) 保護者、ボランティア等に学校等の周辺を巡回するよう依頼すること。
- (3) 生徒等の登下校時において、保護者、ボランティア等に見守り活動を行うよう依頼すること。
- (4) 郵便局員、宅配業務に従事する者等が不審者を発見した場合は、学校等に連絡するよう依頼すること。
- (5) 「子どもを守る110番の家」その他の生徒等の緊急避難場所を設置すること。
- (6) 生徒等が集団で登下校することを徹底させること。
- (7) 警察署及びその他の関係機関との緊急時の連絡体制を整備すること。
- (8) 不審者に関し近隣の学校等との間に相互の情報提供体制を整備すること。
- (9) 不審者に関する情報を保護者へ周知すること。

### 第3 道路等における犯罪の防止に配慮した構造，設備等

#### 1 道路等の構造，設備等の基準

犯罪の防止に配慮した道路等の構造，設備の基準は，次のとおりとする。

##### (1) 道路

ア 歩道は，ガードレール，縁石，樹木等により車道と分離されていること。

イ 道路敷の草むら等を除去することにより，道路の周辺からの見通しが確保されていること。

ウ 照明を適切に設置することにより，夜間においても人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

エ 地下道等で犯罪発生の危険が高い箇所においては，必要に応じ，非常ベルその他の非常警報装置が設置されていること。

##### (2) 公園

ア 植栽は，園路及び公園の周辺から極力死角を作らないよう配置され，かん木の刈込み，下枝のせん定等が行われていること。

イ 遊具は，園路及び公園の周辺から極力死角を作らないものが選定され，その適正な配置等が行われていること。

ウ 園路及び公園の周辺から死角となるような場所においては，非常ベルその他の非常警報装置が設置されていること。

エ 照明を適切に設置することにより，夜間においても人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

オ 園内の公衆便所は，次の事項に配慮し，設置されていること。

(ア) 園外の周辺の道路及び住宅等から見通しが確保された場所又は人通りの多い園路沿いに配置されていること。

(イ) 非常ベルその他の非常警報装置が必要に応じ設置されていること。

(ウ) 公衆便所の出入口付近及び内部においては，照明を適切に設置することにより，夜間においても人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

##### (3) 自動車駐車場及び自転車駐車場

ア 駐車場の外周は，周辺から見通しが確保されたフェンス，さく等により区別されていること。

イ 駐車場内は，ミラー等を設置し，駐車場内部の見通しが確保されていること。

ウ 自動車駐車場は，駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上，車路の路面において10ルクス以上の平均水平面照度が確保されていることとし，また，自転車駐車場は，床面において3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。

エ 駐車場に管理者等を常駐させ，若しくは巡回させ，又は防犯カメラその他の防犯設備が設置されていること。

### 第4 共同住宅における犯罪の防止に配慮した構造，設備等

#### 1 共同住宅の構造，設備等の基準

犯罪の防止に配慮した共同住宅の構造，設備の基準は，次のとおりとする。

##### (1) 共用部分

ア 共用出入口

(ア) 周辺の道路等からの見通しが確保された位置にあること。

- (イ) 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホン並びにこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されていること。
- (ウ) 共用玄関は、照明を適切に設置することにより、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。また、共用玄関以外の場合は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されていること。

#### イ 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールの見通しが確保された位置又はこれらに近接した位置にあること。

#### ウ 共用メールコーナー

- (ア) 共用玄関の周辺からの見通しが確保された位置にあること。
- (イ) 照明を適切に設置することにより、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

#### エ エレベーターホール

- (ア) 共用玄関の周辺からの見通しが確保された位置にあること。
- (イ) 照明を適切に設置することにより、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

#### オ エレベーター

- (ア) かご内に防犯カメラが設置されていること。
- (イ) 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡し、又は吹鳴する装置が設置されていること。
- (ウ) かご及び乗降口の扉は、外部からかご内の見通しが確保された窓が設置されていること。
- (エ) かご内は、照明を適切に設置することにより、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

#### カ 自転車置場及びオートバイ置場

- (ア) 共同住宅の周辺からの見通しが確保された位置にあること。
- (イ) チェーン用バーラックが設置される等の盗難防止措置が講じられていること。
- (ウ) 照明を適切に設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

#### キ 自動車駐車場

- (ア) 共同住宅の周辺からの見通しが確保された位置にあること。
- (イ) 照明を適切に設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

### (2) 専用部分

#### ア 住戸の玄関扉

- (ア) 破壊が困難な材質のものであること。
- (イ) こじ開けの防止の措置が講じられていること。
- (ウ) 破壊、ピッキング等が困難な構造の錠が設置されていること。
- (エ) 補助錠が設置されていること。
- (オ) ドアスコープ、ドアチェーン等が設置されていること。

#### イ 住戸のインターホン

- (ア) 玄関扉の外側との通話機能を有していること。
- (イ) 管理人室が設置されている場合は、管理人室との通話機能を有し、オートロックシステムが導入されている場合は、共用玄関扉の電気錠と連動し、当該共用玄関扉の外

側との通話機能を有していること。

ウ 住戸の窓及びバルコニー

(ア) 共用廊下に面する住戸の窓及び1階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面する窓以外の窓は、面格子が設置される等外部からの侵入の防止措置が講じられていること。

(イ) バルコニーは、雨とい、手すり等を利用して外部からの侵入が困難となる構造を有していること。

(ウ) バルコニーの手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び強度の確保など構造上支障のない範囲において、当該共同住宅の周辺からの見通しが確保されていること。

(参考)

- 1 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、だれであるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上のものをいう。
- 2 「人の顔及び行動が識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、だれであるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね20ルクス以上のものをいう。
- 3 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のものをいう。

**【深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針】**

第1 趣旨

この指針は、茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）第11条第1項の規定に基づき、深夜物品販売等業者（以下「業者」という。）に係る犯罪を防止するために、必要な措置について定める。

第2 適用の範囲

この指針は、業者の経営に係る店舗を対象とするものとする。

第3 防犯体制

1 防犯責任者

業者は、おおむね次に掲げる要領で防犯の責に任ずる者（以下「防犯責任者」という。）を指定し、また任務を付与するものとする。

(1) 防犯責任者の指定

業者は、店舗ごとに防犯責任者を指定するものとする。

(2) 防犯責任者の任務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 防犯設備の点検整備

イ 従業員に対する防犯指導及び防犯訓練の実施

ウ 110番通報要領の策定及び備え付け

エ 警察並びに地域における防犯関係機関及び団体等との連絡及び防犯に資する情報の交換

## 2 警戒要領

業者が、防犯責任者を含む従業員をして、店舗の警戒要領に当たらせる要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 店舗内外の警戒及び不審者等の発見の励行
- (2) 来客に対する声かけの励行

## 3 従業員に対する指導要領

業者は、従業員に対して、おおむね次に掲げる要領により、指導を励行するものとする。

- (1) 防犯ベル等の操作要領について、全従業員に習熟させること。
- (2) 定期的（おおむね月1回以上）に、従業員に対する防犯指導を行うとともに、警察等からの連絡又は報道等により、強盗事件の発生を認知した場合は、その都度、防犯上の留意事項等について必要な指導を行うこと。
- (3) 強盗事件の発生を予想し、あらかじめ従業員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上防犯訓練を実施すること。
- (4) 強盗事件が発生した場合は、人命尊重と警察への迅速な通報を基本として、全従業員が組織的な行動をとるとともに、事態を的確に判断し、冷静沈着に対応するよう指導すること。

## 第4 現金管理要領

業者が、従業員をして現金管理させる要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

### 1 金庫への確実な保管及びレジの限定

高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジの数を可能な限り限定すること。

### 2 金庫の鍵の保管管理

金庫の鍵の保管管理は、特定の者に確実に行わせること。

### 3 現金の搬送

現金の搬送は複数人で行わせること。

## 第5 店舗の構造等についての配慮事項

業者が、店舗の構造等について配慮すべき事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- 1 駐車場等店舗周辺の照明設備の充実に努めること。
- 2 出入口周辺には、見通しを妨げる物を置いたり、シール等を貼付しないこと。
- 3 カウンターは、店舗内外から見通しのよい場所に設けるよう努めること。
- 4 常に店舗内の整理整頓に努めること。
- 5 店舗には、防犯ベル、防犯カメラ等の防犯機器の設置及びカラーボール等の防犯機材の備え付けに努めること。

## 第6 その他

- 1 業者は、店舗の防犯施設又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署との連携を図り、効果的な防犯施設又は防犯設備の設置に配慮すること。
- 2 業者は、この指針に定めるもののほか、管轄警察署長の防犯指導の下に、効果的な防犯対策の推進に努めること。

#### 4 防犯上の指針に関する問い合わせ先

<p>1 学校等，道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針</p> <p>(1) 学校等 学校及び児童福祉施設における幼児，児童及び生徒に対する犯罪の防止に関する措置</p>	<p>(私立学校，児童福祉施設) 茨城県生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室 電話 029-301-2842</p> <p>(公立学校) 茨城県教育庁 保健体育課 学校保健担当 電話 029-301-5349</p>
<p>(2) 道路等 道路，公園，自動車駐車場及び自転車駐車場における犯罪の防止に配慮した構造，設備等</p>	<p>茨城県生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室 電話 029-301-2842</p>
<p>(3) 共同住宅 共同住宅における犯罪の防止に配慮した構造，設備等</p>	<p>茨城県生活環境部生活文化課 安全なまちづくり推進室 電話 029-301-2842</p>
<p>2 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針</p>	<p>茨城県警察本部生活安全部 生活安全総務課 安全・安心まちづくり推進室 電話 029-301-0110 (内線 3021)</p>